

《 登園許可証明書 》

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症についての登園許可証明書の提出をお願いいたします。

すみれこども園

組

園児氏名

該当疾患に○	疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	インフルエンザA	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
	インフルエンザB	
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後2日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O-157,0-111,0-26など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において、感染のおそれがないと認められるまで

上記の失陥で 年 月 日から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので 年 月 日より登園してよいことを証明します。

*こども園での注意事項

()
年 月 日

医療機関名

医師名

印

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より
※一部「学校保健安全法施行規則」準用

*下欄に関しましては、学校保健法での医師の許可書提出の定めはありませんので、保護者の方が記入し提出してください。

○印	疾患名	登園停止期間の基準
	マイコプラズマ感染症	発熱や激しい咳が治まるまで
	RSウイルス感染症	呼吸器症状（咳など）が消失し、全身状態が回復するまで
	ヒトメタニューモウイルス	"
	EBウイルス感染症	解熱し、全身状態が回復するまで
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過し、発熱・発しんが回復するまで
	感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス）	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれるようになるまで

年 月 日

受診した医療機関名

保護者名